

エンジェル税制の取扱い

Q : 私は、ベンチャー企業を立ち上げようと考えている者です。今年度の税制改正でエンジェル税制の要件が緩和されると聞きました。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

エンジェル税制とは、ベンチャー企業に投資する投資家に対して税制上の優遇税制を認めようというものです。

平成19年度の税制改正では、このエンジェル税制の適用期限が2年間(平成21年3月末まで)延長されるとともに、投資対象となるベンチャー企業の要件の緩和及び手続きの合理化が行われます。

概要は、次のとおりです。

- ① エンジェル税制の対象となる一定の中小企業者について、設立後5年未満の企業の要件が緩和されます。
現行…試験研究費等が売上高の3%以上
改正…売上高成長率が25%以上という要件が追加され、現行の要件とのいずれかを満たせばよいこととされる
- ② 地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件(現行、常時雇用者数20人以上)が10人以上に緩和されます。
- ③ エンジェル税制の対象となる一定の中小企業者にかかる確認手続きについて、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法が追加されます。

